

## 旅館・ホテル等の防火安全性に関する通知書等の交付事務処理要綱

平成19年11月28日  
大曲仙北広域市町村圏組合告示第8号

(趣旨)

第1条 この要綱は、「旅館ホテル防火安全対策連絡協議会における了解事項」(昭和56年1月24日消防予第21号消防庁次長通知)、「防火対象物に係る表示制度の実施について」(平成25年10月31日消防予第418号消防庁次長通知。以下「418号通知」という。)及び「防火対象物に係る表示制度の実施に伴う「旅館ホテル防火安全対策連絡協議会における了解事項」の運用について」(平成26年3月7日消防予第60号消防庁予防課長通知)並びに「住宅宿泊事業の届出に伴う消防法令適合通知書の交付について」(平成29年12月26日消防予第389号消防庁予防課長通知)に基づき、旅館・ホテル等の防火安全体制の確立を促すため、申請者及び営業について許可、届出、登録又は承認の権限を持つ行政機関等(以下「関係行政機関等」という。)に対する消防法令適合通知書(以下「通知書」という。)の交付及び旅行関係者(第2条(1)から(6)までは個人を除き、以下同じ。)からの照会に対する回答書の交付について、必要事項を定めるものとする。

(通知書の交付申請)

第2条 次に掲げる事項について、通知書交付の申請をしようとする者は、消防法令適合通知書交付申請書(様式第1号又は様式第1号の2)に關係書類を添付して、消防長又は消防署長(以下「消防長等」という。)に、申請しなければならない。

- (1) 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条の規定による営業の許可
- (2) 旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第4条の規定による施設又は設備の変更届出
- (3) 国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号)第3条又は第18条第1項の規定による登録
- (4) 国際観光ホテル整備法第7条第1項又は第18条第2項において準用する第7条第1項の規定による施設に関する登録事項の変更の届出
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第3条の規定による営業許可
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第9条の規定による構造又は設備の変更等の承認、届出消防長等は、前項に定める通知書交付の申請があったときは、通知書等交付申請処理簿(様式第2号)により受け付け、調査表(様式第3号)により、遅滞なく立入検査を行うなど実態を調査するものとする。
- (7) 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項又は第4項の届出

3 第1項の申請が、418号通知に規定する表示基準適合通知書及び表示マークが交付されている旅館・ホテル等に関するものであった場合は、当該表示基準適合通知書に記載されている表示有効期間内に限り、消防法令に適合しているものとして取り扱うことができるものとする。

(通知書の交付)

第3条 消防長等は、前条第2項の規定により調査した結果、消防法令に適合していると認めるときは、申請者に対し、消防法令適合通知書（様式第4号又は様式第4号の2）を交付するものとする。

（通知書の不交付）

第4条 消防長等は、第2条第2項の規定により調査した結果、消防法令に適合していないと認めるときは、消防法令不適合通知書（様式第5号）により、交付できない旨及びその理由を申請者に通知するものとする。

（旅行関係者からの照会に対する回答）

第5条 消防長等は、旅行関係者から旅館・ホテル等の防火安全性について照会があったときは、通知書等交付申請処理簿により受け付け、直近に実施した立入検査の結果又は表示マークの交付状況に基づき、旅行関係者からの照会に対する回答書（様式第6号）により回答するものとする。

2 前項の場合において、当該旅館・ホテル等に表示マークが交付されていない場合は、その理由を併記するものとする。

（関係行政機関等との連絡調整）

第6条 消防長等は、関係行政機関等から通知があったときは、これに適切に対応するとともに、その対応結果を当該行政機関等に通知するものとする。

2 消防長等は、防火安全に関する重大な不備事項を発見し、大曲仙北広域市町村圏組合査察規程（平成15年消防本部訓令第2号）の規定に基づいて警告し、命令し、告発し、又は代執行したときは、消防法令違反に対する措置に係る通知書（様式第7号）により、関係行政機関等に通知するものとする。

（文書の保管）

第7条 消防長等は、第3条から前条までに定めるところにより申請者、関係行政機関等又は旅行関係者に文書で通知したときは、その写しを保管するものとする。

（委任）

第8条 この要綱に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年12月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日訓令第8号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月15日訓令第6号）

この訓令は、平成30年3月15日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

消防法令適合通知書交付申請書

年 月 日

大曲仙北広域市町村圏組合

消防長（消防署長） 様

申請者

住 所

氏 名

下記の旅館・ホテル等について、消防法令に係る消防法令適合通知書の交付を申請します。

記

- 1 名 称（旅館・ホテル等の名称）
- 2 所在地（旅館・ホテル等の所在地）
- 3 申請理由区分
  - (1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条の規定による営業の許可
  - (2) 旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第4条の規定による施設又は設備の変更届出
  - (3) 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）第3条又は第18条第1項の規定による登録
  - (4) 国際観光ホテル整備法第7条第1項又は第18条第2項において準用する第7条第1項の規定による施設に関する登録事項の変更の届出
  - (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条の規定による営業許可
  - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第9条の規定による構造又は設備の変更等の承認、届出

*整理番号		*交付番号	
*受理年月日		*交付年月日	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 申請者が法人である場合は、その名称及び代表者氏名を記入すること。
  - 3 「申請理由区分」は、当該申請理由区分に応じ、いずれかに○をすること。
  - 4 許可等に係る申請書の写し、許可等の部分の建築図面の写し、登記簿謄本の写し、その他必要な資料を添付すること。
  - 5 \*印欄は、記入しないこと。

様式第1号の2（第2条関係）

消防法令適合通知書交付申請書

年 月 日

大曲仙北広域市町村圏組合  
消防長（消防署長） 様

申請者  
住所  
氏名  
連絡先

下記の届出住宅の部分について、消防法令適合通知書の交付を申請します。

記

- 1 名称（届出住宅の名称）
- 2 所在地（届出住宅の所在地）
- 3 届出住宅に関する事項等

（1）面積

届出住宅が存する防火対象物の延べ面積（㎡）	届出住宅部分の床面積（㎡）	宿泊室（宿泊者の就寝の用に供する室）の床面積の合計（㎡）

（2）その他の事項

- 住宅に人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者が不在（住宅宿泊事業法第11条第1項第2号の国土交通省令・厚生労働省令で定めるものを除く。）とならない

4 申請理由

- 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の規定による届出  
 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第4項の規定による届出

※受付欄	※経過欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 該当する場合は、□にチェックを入れること。

3 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項又は第4項の規定による届出書又は当該届出書に添付することを予定している書類を確認する場合や当該書類の写しの提出を求める場合があります。

4 ※印の欄は、記入しないこと。



様式第3号 (第2条関係)

(表)

調 査 表

調査日 年 月 日  
調査員

名称		所在地		申請者又は経営者	
構造		階数		収容人員	延面積 m <sup>2</sup>

調 査 項 目		調 査 結 果			
		義務なし	良	一部不良	不 良
1 避難施設等	避難器具				
	誘導灯				
	誘導標識				
	避難経路の管理				
	防火戸の管理				
2 警報設備等	自動火災報知設備				
	非常警報設備				
	漏電火災警報器				
3 消火設備等	消火器				
	屋内消火栓設備				
	スプリンクラー設備				
	水噴霧消火設備等				
	屋外消火栓設備				
4 その他の設備	排煙設備				
	連結送水管				
	パッケージ型消火設備				

調 査 項 目		良	不 良
5 火気使用設備	構 造		
	周 囲 の 管 理		
	燃 料 の 管 理		

(裏)

調 査 項 目		届出年月日	未 届	義務なし
6 各種届出状況	防火対象物使用開始届出	年 月 日		
	防火管理者選任届出	年 月 日		
	消防計画作成届出	年 月 日		
	共同防火管理協議事項	年 月 日		
	法第9条の3に基づく届出 ( )	年 月 日		
	( )	年 月 日		
	少量・指定可燃物の届出 ( )	年 月 日		
( )	年 月 日			
条例に基づくボイラー等の届出 ( )	年 月 日			
( )	年 月 日			
7 防災等	カ ー テ ン	義務なし	防災物品使用 一部使用	未使用
	じ ゅ う た ん	義務なし	防災物品使用 一部使用	未使用
		義務なし	防災物品使用 一部使用	未使用
8 等消防用設備	定期点検	1,000㎡以上	良 (保守契約 資格者あり)	不良
		1,000㎡未満	良	不良
		1 階 段	良 (保守契約 資格者あり)	不良
	点検報告 (新築を除く)		報告あり	一部報告あり
9 定期点検 防火対象物	定期点検	300人以上	良 (契約 資格者あり)	不良
		1 階 段	良 (契約 資格者あり)	不良
	点 検 報 告		報告あり	一部報告あり
10 防火管理	避難経路図 (5項イに限る)		あり	なし
	訓 練 の 実 施		実施済	未実施
	危 険 物 施 設		なし	あり (良 一部不良 不良)
11 その他				

備考： 1～4 「義務なし」、「良」については○印を記入し、「一部不良」、「不良」についてはその内容を簡記する。

5 1に準じて記入する。

6 「届出」についてはその年月日、「未届」、「義務なし」については○印を記入する。

7～10 該当するものについて、文字を○で囲む。

11 1～10以外の事項について記入する。

消防法令適合通知書

		大仙広消（ ）3-第	号
		年 月 日	
(申請者)	様		
		大曲仙北広域市町村圏組合	
		(消防長又は消防署長)	印
年 月 日付けで交付申請のあった下記の旅館・ホテル等については、 消防法令に適合していると認めましたので、通知します。			
記			
1	名称（旅館・ホテル等の名称）		
2	所在地（旅館・ホテル等の所在地）		
3	申請者		
4	立入検査実施日	年 月 日	
5	申請理由区分		
	(1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条の規定による営業の許可		
	(2) 旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第4条の規定による 施設又は設備の変更届出		
	(3) 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）第3条又は第18 条第1項の規定による登録		
	(4) 国際観光ホテル整備法第7条第1項又は第18条第2項において準用す る第7条第1項の規定による施設に関する登録事項の変更の届出		
	(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第 122号）第3条の規定による営業許可		
	(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第9条の規定による 構造又は設備の変更等の承認、届出		
6	備考		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。



消防法令適合通知書

年 月 日

(申請者) 様

(消防長又は消防署長) 印

年 月 日付けで交付申請（別添）のあった下記の届出住宅の部分については、消防法令に適合していると認め、通知します。

記

- 1 名称（届出住宅の名称）
- 2 所在地（届出住宅の所在地）
- 3 申請者
- 4 立入検査実施日 年 月 日
- 5 申請理由
  - 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の規定による届出
  - 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第4項の規定による届出
- 6 備考

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

消防法令不適合通知書

大仙広消（ ）3-第 号  
年 月 日

（申請者） 様

大曲仙北広域市町村圏組合  
（消防長又は消防署長） 印

年 月 日付で「消防法令適合通知書」の交付申請のあった下記の旅館・ホテル等は、消防法令に適合していないので通知します。

記

- 1 名称（旅館・ホテル等の名称）
- 2 所在地（旅館・ホテル等の所在地）
- 3 申請者
- 4 不適合理由

旅行関係者からの照会に対する回答書

		大仙広消（ ）3-第 号		
		年 月 日		
(申請者)	様	大曲仙北広域市町村圏組合 (消防長又は消防署長) 印		
年 月 日付けで照会のあった下記の旅館・ホテル等の消防法令適合状況について次のとおり回答します。				
記				
1 名称（旅館又はホテル等の名称）				
2 所在地（旅館又はホテル等の所在地）				
3 代表者氏名				
4 表示マーク交付状況等				
<input type="checkbox"/> 表示マーク交付済				
交付年月日 年 月 日				
有効期間日 年 月 日 ～ 年 月 日				
<input type="checkbox"/> 表示マーク不交付 (理由)				
(届出等の状況)				
<input type="checkbox"/> 防火管理者選任（解任）に係る届出 ( <input type="checkbox"/> 届出済 <input type="checkbox"/> 未届出 )				
<input type="checkbox"/> 防火管理に係る消防計画 ( <input type="checkbox"/> 届出済 <input type="checkbox"/> 未届出 )				
・訓練実施日				
消火訓練 年 月 日				
避難訓練 年 月 日				
<input type="checkbox"/> 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果 ( <input type="checkbox"/> 報告済 <input type="checkbox"/> 未報告 )				
<input type="checkbox"/> 防火対象物点検結果 ( <input type="checkbox"/> 報告済 <input type="checkbox"/> 未報告 )				
<input type="checkbox"/> その他 ( )				
5 備考				

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 印のある欄については、該当の印にレを付けること。
  - 表示マークが火災の発生等により一時的に留保されている場合は、「交付済」とし、備考欄にその旨を記載すること。
  - 届出等の状況における実施日等については、直近の年月日を記載すること。

様式第7号（第6条関係）

大仙広消（ ）3-第 号  
年 月 日

（関係行政機関等の長） 様

大曲仙北広域市町村圏組合  
（消防長又は消防署長） 印

消防法令違反に対する措置に係る通知書

下記の旅館・ホテル等は、消防法令に違反しているため、大曲仙北広域市町村圏組合  
査察規程（平成15年消防本部訓令第2号）の規定に基づき、別添の措置をとりまし  
たので通知します。

記

- 1 名称（旅館・ホテル等の名称）
- 2 所在地（旅館・ホテル等の所在地）
- 3 申請者氏名又は代表者氏名